

香川県条例第43号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(県内の市町の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例</u>（平成27年香川県条例第36号。以下「<u>番号利用条例</u>」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項の規定による<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p><u>(本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務)</u></p>	<p>(本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の13第1項の条例で定める県内の市町の執行機関（次条及び別表第1において「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(県内の市町の執行機関への<u>保存期間</u>に係る本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による<u>保存期間</u>に係る本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項の規定による<u>保存期間</u>に係る本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p>

第6条 法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の県の執行機関」という。）は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第8条 略

第9条・第10条 略

別表第1（第2条関係）

提供を受ける県内の市町の執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の3に掲げる事務

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第6条 略

第7条・第8条 略

別表第1（第2条関係）

提供を受ける県内の市町の執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の2に掲げる事務

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。